「QG-Care アカデミック(iPad 版)」動産総合保険契約概要

以下、大学生協でご購入の学習用 iPad に付帯する保険概要です。

全国大学生活協同組合連合会が契約者として、会員生協が販売する対象 iPad を購入されたすべてのお客さまを被保険者として、動産総合保険契約を締結しています。保険契約の内容は別表の通りです。

保険契約者	全国大学生活協同組合連合会
被保険者	教材 iPad 購入者
保険の種類	商品付帯動産総合保険
保険代理店	グローバルソリューションサービス株式会社

(Ⅰ.年間補償限度額)

(1)保険金の支払対象となる事故により損害が発生した場合には、別表に定める年間補償限度額の範囲内の金額と補償対象の iPad の購入金額のいずれか低い金額までの修理費用を補償いたします。

(2)ただし、破損、水ぬれによる損害が発生した場合には、保険期間中 2 回まで 1 回につき 2,000 円の自己負担額をお支払いただくことを条件に、別表に定める年間補償限度額の範囲内の金額と補償対象の iPad の購入金額のいずれか低い金額までの修理費用を補償いたします。

(Ⅱ.iPad 再購入補助制度)

(1)保険金の支払対象となる事故による損害が発生し、対象 iPad の修理が不可能な場合、あるいは修理費用が補償限度額を超過し修理を行わない場合は、別表に定める範囲内の金額と補償対象の iPad の購入金額のいずれか低い金額を補償額として、大学生協連合会が指定する店舗で使用できる同等スペックの iPad 等を再購入するための「再購入補助」を行うことをもって補償することとします。ただし、破損、水ぬれの損害による再購入補助につきましては、2,000 円の自己負担額をお支払い頂くことが条件となります。

(2)(1)の再購入補助による補償を受けた場合、保険は終了いたします。

(Ⅲ.請求方法)

(1)万一対象 iPad に事故が発生した場合は、被保険者は次の①もしくは②宛てに速やかに事故報告するものとします。

①対象 iPad を購入した大学生協連合会

②グローバルソリューションサービス株式会社(連絡先は下記を参照下さい。)

(2)(1)の事故報告が不当に遅延した場合でかつ事故の確認がとれない場合、補償を受けることはできない可能性があります。

(3)補償の請求においては、被保険者は(1)①もしくは②が指定する書類を提出するものとします。

(Ⅳ.保険金の請求と受領)

(1) 保険金(動産総合保険)の請求及び受領は、被保険者がグローバルソリューションサービス株式会社に委任する事とします。

(Ⅴ.修理依頼先)

(1)対象 iPad をお買い求めになった生協店舗に修理依頼された場合のみ、補償を受けることができます。

＜別表＞

① 保険の対象

保険の対象となるもの

・iPad 本体(ただし iPad Pro は除きます)及びセット購入したApplePencil (iPad とセット購入していないApplePencilは保険の対象とはなりません)

保険の対象とならないもの

①iPad 本体の付属品(AC アダプタ、AC ケーブル)②CD、USB メモリ等に類する記録媒体等③購入後増設した部品 ④購入後取替えたメーカー純正品以外の部分 ⑤データ、ソフトウェア(SSD に記録されているものを含みます)

② 保険対象の入替

対象の iPad が初期不良またはメーカー都合が原因でメーカーが新機種に入替を行った場合のみとします

③ 保険金が支払われる主な場合

以下の損害に対して保険金をお支払いします。

・電気的・機械的事故(※1)、破損、水濡れ (破損、水濡れは、iPad 本体のみ保険期間中 2 回に限定し補償が受けられます)

④ 保険金が支払われない主な場合

(1) 次の①から⑯に該当する場合は補償の対象とはなりません。

①盗難、紛失、置き忘れ、放置に起因する損害 ②現物の確認できない損害 ③火災 ④噴火・地震・台風による洪水などの自然災害による損害 ⑤iPad の所有者の故意による損害 ⑥虫食い、ねずみ食い、性質および環境によるサビ、カビ、変質および変色 ⑦誤用、乱用、使用上の誤りにより生じた損害 ⑧戦争、内乱、暴動、テロによる損害 ⑨核燃料物質の放射性・爆発性に起因する損害 ⑩詐欺、横領による損害 ⑪補償開始時にすでに発生していた故障、破損、水ぬれ損害 ⑫ソフトウェアのインストールによる損害 ⑬iPad の機能および使用に影響のない損害(筐体の凹みや傷、液晶のピクセル抜け等) ⑭データ・ソフトウェアの消失及び損失 ⑮保険の対象の欠陥等(メーカー保証で対象となる損害) ⑯バッテリーの経年劣化 ⑰国外で発生した損害 ⑱セット購入した Apple Pencil の破損・水濡れによる損害

(2)被保険者が次に該当する場合は保険金が支払われません。

①反社会的勢力(注)に該当すると認められること。②反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。③反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。④法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。⑤その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。)、暴力団員準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(3)販売店舗までの輸送費については、いかなる場合も補償の対象とはなりません。

⑤ 保険責任期間	⑥ 年間補償限度額
事故日(※2)が、保険責任期間が開始してから1年後の応当日の午前0時まで	7 万円
事故日(※2)が、保険責任期間が開始してから1年後の応当日の午前0時から2年後の応当日の午前0時まで	6 万円
事故日(※2)が、保険責任期間が開始してから2年後の応当日の午前0時から3年後の応当日の午前0時まで	4 万 5 千円
事故日(※2)が、保険責任期間が開始してから3年後の応当日の午前0時から4年後の応当日の午前0時まで	4 万円

(※1)保険の対象が電気的・機械的な原因により正常に作動しなくなった状態を言います。ただしバッテリーの劣化は対象外といたします。

(※2)事故日とは、普通約款第1条(保険金を支払う場合)およびこの特約により保険金を支払う損害が生じた日をいいます。

ただし、いかなる場合も上記、年間補償限度額もしくは販売価格のいずれか低い額を限度とします。

個人情報の取り扱いについて

第１条:個人情報の取得、利用目的について

当社は、保険会社から委託を受けた保険代理店業務を営むにあたり、大学生協連合会から取得した個人情報は「損害保険」および「商品・サービス」「保険金の請求」「およびこれらに付随する事務や調査等」を行う目的にのみ利用します。

第２条:個人情報の管理について

当社は、大学生協連合会から取得した個人情報を正確かつ最新のものにするために、適切な措置を講じます。

また、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏洩等が行われることを防止するため、適切な安全管理対策を実施します。

第３条:個人情報の第三者への開示、提供について

大学生協連合会より直接取得した個人情報は以下のいずれかに該当する場合を除いて、第三者への開示、及び提供を行いません

■法令の定めによる場合

■本人及び、または公衆の生命、健康、財産等の重大な利益を保護するために必要な場合

■予め本人から同意を得ている場合

■特定した利用目的の達成に必要な範囲において、予めお客様が同意された個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託する場合

[個人情報に関する問い合わせ窓口]
電話番号 03-5740-0961(平日 9:00～17:00) FAX03-6856-9677

連絡先【事故受付デスク】
グローバルソリューションサービス株式会社「損害保険代理店」担当
Tel:03-5740-0194 / Fax:03-6850-8610 / E-mail:UV@gssltd.co.jp

動産総合保険に関しては、大学生協連合会が保険料を負担して、アリアンツ火災海上保険株式会社/三井住友海上火災保険株式会社と動産総合保険契約を締結しています。

連絡先【故障の時の電話相談窓口/障害切り分けコールセンター】
グローバルソリューションサービス株式会社　QG-Care コールセンター
Tel:03-6629-2441　月曜～金曜　9:00～18:00(祝祭日を除く)

補償対象の iPad が事故にあった場合は、大学生協連合会が iPad の修理業者をグローバルソリューションサービス株式会社に指定しています。